

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成30年3月13日（火曜日）

経済建設委員会

日時 平成30年3月13日（火曜日）午前9時00分 開会  
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査（建設部、上下水道部）

第18号議案	「質疑・討論・採決」
第19号議案	「質疑・討論・採決」
第20号議案	「質疑・討論・採決」
第21号議案	「質疑・討論・採決」
第22号議案	「質疑・討論・採決」
第58号議案	「質疑・討論・採決」
第59号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（5名）

委員長 柴田賢治郎 副委員長 長田共永  
委員 澤田恵子 山口洋一 下江洋行 丸山隆弘（議長）

欠席委員 なし

説明のため出席した者

建設部、上下水道部職員

事務局出席者

議会事務局長 西尾泰昭 議事調査課長 金田明浩 書記 夏目佳子

開 会 午前9時00分

○柴田賢治郎委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、3月9日の本会議において、本委員会に付託されました第18号議案から第22号議案まで、第58号議案及び第59号議案の7議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第18号議案 新城市急傾斜地崩壊対策事業分担金条例の廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論を終了します。

これより第18号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、第18号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に第19号議案 新城市都市公園条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第19号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、第19号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に第20号議案 新城市特別用途地区建築条例及び新城市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第20号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、第20号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に第21号議案 新城市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第21号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、第21号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に第22号議案 新城市水道料金等審議会条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

澤田委員。

○澤田恵子委員 今回、審査会を開設するというので、開く目的、主にどういうものかというのを知りたいんですけど。

○柴田賢治郎委員長 林経営課長。

○林 弘一経営課長 今回の条例の発生源としまして、地方公営企業として、将来にわたり安全な水を安定的に供給するという水道事業基本計画で掲げた費用を目指す水道事業と、快適な暮らしを未来につなげる下水道という基本理念を目指す下水道事業において、お客様へのサービスを確保し、かつ経営基盤強化を図っていくためにこの条例を制定し、料金の審議会で審議していただくということです。

○柴田賢治郎委員長 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第22号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、第22号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に第58号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第58号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、第58号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に第59号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第59号議案を採決します。

本議案は原案のとおり、可決することに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認めます。

よって、第59号議案は原案のとおり、可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柴田賢治郎委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会します。

閉 会 午前9時8分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 柴田賢治郎